

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 6 条
処 分 の 概 要 : 古物営業の許可の取消し
原 権 者 (委 任 先) : 都道府県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第 4 条 (許可の基準)
処 分 基 準 : 古物営業法第 6 条各号に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性 がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復 等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第 4 条第 1 号から 第 5 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速や かにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :